

「消防法令における違対象物に係る公表制度」の素案

制度制定の理由

違対象物の公表については、現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違対象物への命令内容の公示が義務付けられておりますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

そこで、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資することを目的として、違対象物に係る公表制度を実施しようとするものです。

なお、公表制度の実施のため、紋別地区消防組合火災予防条例の一部改正も行う予定です。

制度の概要

公表制度の概要は、次のとおりです。

- 1 防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとします。
- 2 違反を公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することとします。
- 3 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きについては、次のとおりとします。
 - (1) **公表の対象となる防火対象物**
百貨店やホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物で消防法に「特定防火対象物」として定められた対象物（次ページ参照）
 - (2) **公表の対象となる違反内容**
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置
 - (3) **公表事項**
違対象物の名称、所在地、違反の内容
 - (4) **公表方法**
構成市町村のホームページへの掲載での閲覧による公表
 - (5) **公表までの流れ**
消防署の立入検査において、違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。
- 4 施行日については、令和2年4月1日とします。

公表の対象となる「特定防火対象物」

・特定防火対象物（消防法施行令別表第1）

(1)	イ	劇場、映画館等	(5)	イ	旅館、ホテル等
	□	公会堂又は集会場		イ	病院、診療所等
(2)	イ	キャバレー等	(6)	□	特別養護老人ホーム等
	□	遊技場又はダンスホール		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		ニ	幼稚園又は特別支援学校
	ニ	カラオケボックス等	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場等
(3)	イ	待合、料理店等	(16の2)		地下街
	□	飲食店	(16の3)		準地下街
(4)		物品販売業を営む店舗等			

※ 特定複合用途防火対象物とは、消防法施行令別表1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途が含まれる複合用途の建物をいいます。

パブリックコメント実施期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月31日（土）まで

条例改正スケジュール（予定）

令和元年	8月	パブリックコメントの実施
	9月	いただいたご意見の集約及び反映
	12月	令和元年12月定例会に議案を提出
令和2年	2月	改正条例の公布
	4月	改正条例の施行